



生食発0731第2号
元消安第1552号
元水漁第451号
令和元年7月31日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕宛

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知)中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき取り扱っているところです。

今般、加工施設の認定並びに産地市場及び消費地市場の登録の変更手続を見直し、取扱要領を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知いただくとともに、貴管内関係者への周知のほど、よろしく申し上げます。